

佐賀県規則第32号

佐賀県個人情報の保護に関する法律施行細則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 個人情報に関する帳簿の記載事項等（第3条）

第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る通知等（第4条―第19条）

第4章 佐賀県情報公開・個人情報保護審査会への諮問に係る通知（第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第28条第4項に規定する地方公共団体の規則で定める写しの送付に要する費用の納付方法並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年佐賀県条例第2号。以下「条例」という。）の規定による知事が保有する個人情報に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（送付に要する費用の納付方法）

第2条 政令第28条第4項に規定する送付に要する費用の納付方法は、郵便切手で納付する方法によるものとする。

第2章 個人情報に関する帳簿の記載事項等

（個人情報に関する帳簿）

第3条 条例第3条第2項第10号の実施機関が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

（2）法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

2 条例第3条第3項第3号の実施機関が別に定める個人情報ファイルは、法第60条第2項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第3条第1項の規定による閲覧に係る法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る通知等

（開示請求書）

第4条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第1号）によるものとする。

（開示決定通知書等）

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第2号）
- (2) 保有個人情報の一部を開示する決定 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第3号）
- 2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第4号）により行うものとする。
（開示決定等期間延長通知書等）
- 第6条** 条例第5条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。
- 2 条例第6条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。
（開示請求事案移送通知書）
- 第7条** 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第7号）により行うものとする。
（第三者意見照会書等）
- 第8条** 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する意見照会書（法第86条第1項適用）（様式第8号）により行うものとする。
- 2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する意見照会書（法第86条第2項適用）（様式第9号）により行うものとする。
- 3 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示の決定に関する通知書（様式第10号）により行うものとする。
（文書又は図画の開示方法）
- 第9条** 法第87条第1項の規定による文書又は図画（以下「文書等」という。）に記録されている保有個人情報の開示は、次に掲げる方法であって、知事が保有する機器又はプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次条において同じ。）により容易に行うことができるものにより実施するものとする。
- (1) 当該文書等又は当該文書等を複写機により複写したものの閲覧
- (2) 当該文書等を複写機により複写したものの交付
- (3) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付
（電磁的記録の開示等）
- 第10条** 法第87条第1項の規定による電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる方法であって、知事が保有する機器又はプログラムにより容易に行うことができるものにより実施するものとする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、知事が適当と認める方法により行うものとする。
- (1) 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- (2) 電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付
- (3) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付（当該出力したものを電磁的記録媒体に複写したものの交付を含む。）
（開示の実施等）
- 第11条** 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第11号）によるものとする。

- 2 知事は、保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴をする者が、当該保有個人情報が記録されている公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の閲覧、聴取又は視聴の中止を命ずることができる。
- 3 保有個人情報の開示を行う場合で、当該保有個人情報が記録されている公文書の写しを交付するときの部数は、当該公文書1件につき1部とする。
- 4 条例第7条第2項に規定する写しの交付又は実施機関が定める方法（前条第2号又は第3号に規定する交付に限る。）に要する費用は、前納とする。

（訂正請求書）

第12条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第12号）によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第13条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第13号）により行うものとする。

- 2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第14号）により行うものとする。

（訂正決定等期間延長通知書等）

第14条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第15号）により行うものとする。

- 2 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第16号）により行うものとする。

（訂正請求事案移送通知書）

第15条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第17号）により行うものとする。

（提供先への訂正決定通知書）

第16条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報の提供先への訂正決定通知書（様式第18号）により行うものとする。

（利用停止請求書）

第17条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第19号）によるものとする。

（利用停止決定通知書等）

第18条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第20号）により行うものとする。

- 2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第21号）により行うものとする。

（利用停止決定等期間延長通知書等）

第19条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第22号）により行うものとする。

- 2 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第23号）により行うものとする。

第4章 佐賀県情報公開・個人情報保護審査会への諮問に係る通知

（審査会諮問通知書）

第20条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第24号）により行うものとする。

第5章 雑則

(運用状況の公表)

第21条 条例第10条の規定による運用状況の公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則及び佐賀県個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成14年佐賀県規則第9号)
 - (2) 佐賀県個人情報保護条例施行規則(平成29年佐賀県規則第31号)(経過措置)
- 3 条例附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報(条例附則第3項に規定する旧個人情報をいう。)の開示、訂正及び利用停止並びに条例附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた審査請求については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。



保有個人情報開示請求書

年 月 日

佐賀県知事

様

郵便番号 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
連 絡 先	担当部課名 担当者名
	電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求をする 保有個人情報 (具体的に特定してください。)	
求める開示の 実施の方法	<input type="checkbox"/> 窓口における閲覧等 <input type="checkbox"/> 窓口における写しの交付 (上記閲覧等又は交付の希望日： 年 月 日) <input type="checkbox"/> 写しの送付（郵送）
開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人

(代理人記載欄) 代理人による開示請求の場合は、この欄にも記入してください。

本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	
本人の氏名及び住所	氏 名	(ふりがな)
	住 所	郵便番号 住 所 電話番号

- 注1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
- 2 来所による請求の場合には、本人又は代理人本人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。郵送による請求の場合には、当該本人確認書類に加え、住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。
- 3 法定代理人が請求する場合には、注2の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類。ただし、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を係員に提出し、又は提示してください。

様式第2号（第5条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法	
窓口における開示の日時	年 月 日（ ） 午前 時 分 午後
開示の場所	
写しの交付に要する費用等（見込み）	写しの作成に要する費用 円 送付（郵送）の場合の準備に要する日数及び費用 準備に要する日数 日 費用 円
担当課	----- 電話番号（代表） (内線)
備考	-----

注1 指定された窓口における開示の日時に支障があるときは、担当課に連絡してください。同封した説明事項にある開示を実施できる日から窓口における開示を実施することができる日時及び場所を調整することができます。また、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第11号）」に必要事項を記入のうえ提出していただくことにより、希望する日時、開示方法により開示の実施を調整することができます。

2 窓口において保有個人情報の開示を受ける場合には、この通知書を係員に提示して

- ください。
- 3 法定代理人又は任意代理人が保有個人情報の開示を受ける場合には、この通知書の提示に加え、代理人としての資格を確認させていただきます。

様式第3号（第5条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

佐賀県知事

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示する保有個人情報の利用目的	
保有個人情報の一部を開示としない理由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号に該当 (理由)
※上記理由がなくなる期日	年 月 日 ()
開示の実施の方法	
窓口における開示の日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後
開示の場所	
写しの交付に要する費用等（見込み）	写しの作成に要する費用 円 送付（郵送）の場合の準備に要する日数及び費用 準備に要する日数 日 費用 円
担当課	電話番号（代表） (内線)
備考	

注1 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求してください。

- 2 指定された窓口における開示の日時に支障があるときは、担当課に連絡してください。同封した説明事項にある開示を実施できる日から窓口における開示を実施することができる日時及び場所を調整することができます。また、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第 11 号）」に必要事項を記入のうえ提出していただくことにより、希望する日時及び開示方法により開示の実施を調整することができます。
- 3 窓口において保有個人情報の開示を受ける場合には、この通知書を係員に提示してください。
- 4 法定代理人又は任意代理人が保有個人情報の開示を受ける場合には、この通知書の提示に加え、代理人としての資格を確認させていただきます。

様式第4号（第5条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示しない理由	----- ----- ----- ----- ----- -----
※上記理由がなくなる期日	年 月 日（ ）
担 当 課	電話番号（代表） (内線)
備 考	----- -----

注 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。
開示を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求してください。

様式第5号（第6条関係）

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例第5条第2項の規定により、次のとおり開示決定等期間を延長したので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
佐賀県個人情報の保護に 関する法律施行条例第5条 第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	----- ----- -----
担当課	電話番号（代表） (内線)
備考	----- -----

様式第6号（第6条関係）

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定により、次のとおり開示決定等期間を延長したので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例第5条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
保有個人情報のうち 相当の部分について開示 決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について 開示決定等をする期限	年 月 日まで
佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定を適用する理由	
担 当 課	電話番号（代表） (内線)
備 考	

様式第7号（第7条関係）

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

様

佐賀県知事

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	----- -----
移送をした実施機関	
移送をした 実施機関の担当課	電話番号（代表） (内線)
移送を受けた 行政機関の長等	
移送を受けた行政 機関の長等の担当課	電話番号（代表） (内線)
備 考	----- -----

注 本件開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた行政機関の長等が行います。
御不明な点は、移送を受けた行政機関の長等の担当課にお問い合わせください。

様式第8号（第8条関係）

保有個人情報の開示に関する意見照会書（法第86条第1項適用）

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求がありましたので、同法第86条第1項の規定により通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見がありましたら、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
意見書の提出先 電話番号（代表） (内線)
意見書の提出期限	年 月 日

注 提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に意見がないものとして取り扱わせていただきます。

(別紙)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

佐賀県知事 様

郵便番号 住 所 (法人等にあつては、主たる事務所等の所在地)	
氏 名 (法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
連 絡 先	担当部課名 担当者名 ----- 電話番号

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件については、次のとおりです。

あなた(貴団体)の情報を開示することについて反対する意思の有無	有 ・ 無
開示されることに反対する部分	
開示されることに反対する理由	----- ----- ----- -----

注 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

様式第9号（第8条関係）

保有個人情報の開示に関する意見照会書（法第86条第2項適用）

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求がありましたので、同法第86条第2項の規定により通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見がありましたら、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
意見書の提出先	----- 電話番号（代表） (内線)
意見書の提出期限	年 月 日

注 提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に意見がないものとして取り扱わせていただきます。

(別紙)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

佐賀県知事 様

郵便番号 住 所 (法人等にあつては、主たる事務所等の所在地)	
氏 名 (法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
連 絡 先	担当部課名 担当者名 ----- 電話番号

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件については、次のとおりです。

あなた（貴団体）の情報 を 開 示 す る こ と に つ い て 反 対 す る 意 思 の 有 無	有 ・ 無
開示されることに 反 対 す る 部 分	
開示されることに 反 対 す る 理 由	----- ----- ----- -----

注 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

様式第10号（第8条関係）

保有個人情報の開示の決定に関する通知書

第 年 月 日 号

様

佐賀県知事

年 月 日付けであなた（貴団体）から「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができますが、開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに審査請求と併せて執行停止の申立てをする必要があります。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
決定の内容	
開示する部分に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示の決定をした理由	
開示決定した日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担 当 課	電話番号（代表） (内線)
備 考	



保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

佐賀県知事 様

郵便番号 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
連 絡 先	担当部課名 担当者名 ----- 電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

保有個人情報 開示決定等の番号等	開示決定通知書等の文書番号： _____ 日付： _____年 月 日
求める開示の 実施の方法等	<input type="checkbox"/> 窓口における開示 開示の実施方法 <input type="checkbox"/> 閲覧等（ <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）） <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）） 開示の実施希望日 年 月 日（ ） 時 分 <input type="checkbox"/> 写しの送付（郵送）（ <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ））
そ の 他	

注 のある欄には、該当する口内にレ印を記入してください。
 なお、一部についての開示を求める場合にあつては、その求める内容を記載してください。



保有個人情報訂正請求書

年 月 日

佐賀県知事 様

郵便番号 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
連 絡 先	担当部課名 担当者名 ----- 電話番号

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂 正 請 求 に 係る保有個人情報の 開 示 を 受 け た 日	年 月 日
開 示 決 定 等 に 基 づ き 開 示 を 受 け た 保 有 個 人 情 報	開示決定通知書等の文書番号： _____ 日付： _____年 _____月 _____日 開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂 正 請 求 の 趣 旨 及 び 理 由	(趣旨) (理由)
訂 正 請 求 者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人

(代理人記載欄) 代理人による訂正請求の場合は、この欄にも記入してください。

本 人 の 状 況	<input type="checkbox"/> 未成年者(_____年 _____月 _____日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	
本人の氏名及び住所	氏 名	(ふりがな)
	住 所	郵便番号 住 所 電話番号

- 注1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 来所による請求の場合には、本人又は代理人本人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。郵送による請求の場合には、当該本人確認書類に加え、住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。
- 3 法定代理人が請求する場合には、注2の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類。ただし、訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を係

様式第13号（第13条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
訂正の内容	
訂正の理由	----- ----- -----
訂正年月日	年 月 日
担当課	電話番号（代表） (内線)
備考	----- -----

様式第14号（第13条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
訂正しない理由	----- ----- -----
担 当 課	----- 電話番号（代表） (内線)
備 考	----- -----

様式第15号（第14条関係）

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

佐賀県知事

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する 法律第94条第1項の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	----- ----- -----
担当課	電話番号（代表） (内線)
備考	----- -----

様式第16号（第14条関係）

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する 法律第94条第1項の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
訂正決定等をする期限	年 月 日まで
個人情報の保護に関する 法律第95条の規定を 適用する理由	----- ----- -----
担 当 課	----- 電話番号（代表） (内線)
備 考	----- -----

様式第17号（第15条関係）

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送をした 実施機関の担当課	電話番号（代表） (内線)
移送を受けた 行政機関の長等	
移送を受けた行政機関の 長等の担当課	電話番号（代表） (内線)
備 考	

注 本件訂正請求に係る訂正決定等については、移送を受けた行政機関の長等が行います。御不明な点は、移送を受けた行政機関の長等の担当課にお問い合わせください。

様式第18号（第16条関係）

保有個人情報の提供先への訂正決定通知書

第 年 月 日
 号

様

佐賀県知事

に提供している保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施したので、同法第97条の規定により次のとおり通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正の内容及び理由	(内容) (理由)
訂正年月日	年 月 日
担 当 課	電話番号（代表） (内線)



保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

佐賀県知事 様

郵便番号 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
連 絡 先	担当部課名 担当者名
	電話番号

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書等の文書番号： _____ 日付： _____年 月 日 開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)
利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人

(代理人記載欄) 代理人による利用停止請求の場合は、この欄にも記入してください。

本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者(_____年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	
本人の氏名及び住所	氏 名	(ふりがな)
	住 所	郵便番号 住 所 電話番号

注1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。

2 来所による請求の場合には、本人又は代理人本人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。郵送による請求の場合には、当該本人確認書類に加え、住民票の写し(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。

様式第20号（第18条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することを決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止の内容	
利用停止の理由	----- ----- -----
利用停止年月日	年 月 日
担 当 課	電話番号（代表） (内線)
備 考	----- -----

様式第21号（第18条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないことを決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止しない理由	
担 当 課	電話番号（代表） (内線)
備 考	

様式第22号（第19条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する法律第102条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	----- ----- -----
担 当 課	----- 電話番号（代表） (内線)
備 考	----- -----

様式第23号（第19条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日
 号

様

佐賀県知事

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する 法律第102条第1項の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用停止決定等を する期限	年 月 日まで
個人情報の保護に関する 法律第103条の規定を 適用する理由	----- ----- -----
担 当 課	電話番号（代表） (内線)
備 考	----- -----

様式第24号（第20条関係）

審査会諮問通知書

第 年 月 日
 号

様

佐賀県知事

次の審査請求については、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る 保有個人情報の名称等	
審査請求の対象 となった決定	年 月 日付け 第 号 (決定の内容)
開示請求、訂正請求 又は利用停止請求が あった年月日	年 月 日
審査請求の内容	(1) 審査請求年月日 年 月 日 (2) 審査請求の趣旨
諮問をした年月日	年 月 日
担 当 課	電話番号（代表） (内線)

備考 審査請求の対象となった決定は、開示決定等についての審査請求の場合にのみ記載し、不作為についての審査請求の場合は斜線を引くこと。